



千葉県市川市の行政書士 <http://hoshikawa.gyosei.or.jp>

行政書士リバースター法務事務所

事務所通信・スターダスト 2012年9月

この事務所通信は当事務所のお客様および名刺交換をさせていただいた皆様にお送りさせていただいております

いつでもお気軽にご相談下さい！ hoshikawa@gyosei.or.jp
〒272-0033 千葉県市川市市川南 1-10-1 ザタワーズウエスト 2414
TEL 047-322-5239

1 通信送付のご挨拶

謹啓 初秋の候、貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、厳しい夏が終わり秋になります。種を蒔き、水をやり、肥料をやり、雑草を抜き、実を結ぶ季節です。結実するものがいかなるものか、その答えはすでに出ています。いかに今まで努力をしてきたか。それ以上のものはありません。胸を張って収穫に臨みたいと思います。

日中はまだ暑さ厳しい折、皆様の無事息災をお祈り申し上げます。 謹白

行政書士リバースター法務事務所 代表 星川 清房



2 近況のお知らせ

(1) 市川 YEG 8 月定例会「被災地の現状を知り地域の絆を知る」を開催しました

8月21日午後7時より、市川商工会議所にて市川商工会議所青年部(YEG)8月定例会「被災地の現状を知り地域の絆を知る」を所属する拡大研修委員会の主催で開催いたしました。

まずは7月に実施した被災地視察について私星川が報告を行いました。撮影したビデオを上映しながら、被災地の現状を見て自分たちが感じたことを話しました。

続いて、元気石巻復興センター代表の松本俊彦さんが、震災津波のビデオを上映し、

そして、その時に何が起こったのか、その後と現在の復興の様子についてお話していただきました。熱のこもった講演に参加者たちの感嘆する様子が伺えました。さらに懇親会等でも松本様と市川のメンバーがざっくばらんに話をし、石巻と市川の絆を新たに築くことができました。



(2) BNI マスターマインド7月度月間最優秀賞を受賞いたしました

8月1日、私の所属する一業種一人の異業種交流会 BNI マスターマインドの7月度月間最優秀賞が発表されました。私と杉浦浩一さんが同率で月間最優秀賞に選ばれました。これは月間に定例会にゲスト（ビジター）をお呼びした人数、仕事に関する紹介をした数などを集計したもので、7月度に私は初めて最優秀賞を受賞することができました。

内訳ではゲストをお呼びした数が6と最も多く、阿部尚武さん、小倉誉さん、大多喜ちひろさん、佐藤浩義さん、増田恵さん(2回)にお越しいただきました。お忙し中朝早くからありがとうございました。同時期に行われた BNI ゲームでも最優秀賞 MVP を受賞いたしました。これは

ひとえに私を支えていただいている多くの皆様のお陰でございます。今後ともよろしく願いいたします。

(3) BNI マスターマインド次期プレジデントに選ばれました

先日、異業種交流会 BNI マスターマインドの10月からの次期役員が選出され、私はプレジデント（議長）を務めることになりました。本会を素晴らしいものにするため、取り組ませていただきたいと思います。

(4) 成年後見相談会・交流会に出席いたしました



10日午後、市川公民館において、NPO 千葉県成年後見支援センター主催の成年後見無料相談会が開催され、出席して参りました。当日2名の相談者が来場されました。終了後 NPO の交流会・情報交換会が行われ、本年度から当 NPO も法人後見に取り組む準備をしていることを確認いたしました。来月の相談会は船橋市内で開催されます。

30日、同 NPO の研修会が千葉市で開催され、研修委員として運営をするとともに、一般社団法人コスモス成年後見サポートセンターの講義を受け、「相談を受ける際の心構え」について学びました。

(5) 9月2日はいちかわ産フェスタです！是非お越しください！！



9月2日(日)10時から16時まで、千葉県立現代産業科学館(ニッケコルトンプラザ向かい、JR本八幡駅より無料バス有り)において、第8回いちかわ産フェスタが開催されます。私の所属する市川 YEG は産フェスタ実行委員会として、企画から準備まで懸命に取り組んで参りました。産業まつり的なものですが、それ以上に「ここにくれば市川のすべてがわかる」そんな祭典です。

当日は舞台周りを担当する他、本業の行政書士会葛南支部のブースにおいても相談ならびに行政書士制度 PR を行なって参ります。

また、被災地の石巻・気仙沼から地元の製品の出店をするブースもあります。

夏の終わりの市川最大のお祭りに、ご家族と一緒に是非一度、足をお運び下さい。



3 業務インフォメーション

1 特定商取引法の対象に訪問購入「押し買い」が加わります

8月10日、「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案」が衆議院本会議で可決、成立しました。その内容は、特定商取引法の内容に訪問購入いわゆる「押し買い」を対象に加えたものです。訪問販売と同様に、訪問購入にも8日間のクーリングオフを導入、書面の交付を義務づける。契約を断った人への再勧誘禁止や、勧誘時の威圧行為禁止も盛り込んでいます。当事務所では、特定商取引法に関する書面作成を行っております。事業者のお客様の安全な取引のために必要な情報をお知らせいたします。詳細は当事務所にお問い合わせ下さい。

2 賃貸住宅管理業者登録制度の告示から1年が経ちます

平成23年9月30日に賃貸住宅の管理業務の適正化を図るために、国土交通省の告示による賃貸住宅管理業の登録制度が創設され、同年12月よりスタートしました。賃貸住宅管理業務に関して一定のルールを設けることで、借主と貸主の利益保護を図り、登録事業者を公表することにより、消費者は管理会社や物件選択の判断材料として活用することが可能となりました。

賃貸住宅管理業とは、受託管理型、サブリース型の基幹業務(家賃、敷金等の受領事務、契約更新・終了事務)を管理事務として行うものです。

まだまだ本制度の認知が低いかと思っております。消費者への安心アピールのためにも、登録のご検討はいかがでしょうか。



賃貸管理業

3 各種許認可の有効期限は大丈夫でしょうか。決算変更届の届出代行もいたします

御社の現在取得している許認可の期限は、目前に迫っていませんか。書類作成代行だけでなく、申請のみの代行も承っておりますので、ご確認の上、御用命ください。すぐにお伺い致します。



気になったらすぐにお電話を 047-322-5239